

診療報酬明細書（レセプト）の開示請求について

当健康保険組合では、診療報酬明細書等（※レセプト）の開示請求があった場合、診療上の問題が生じないこと等を確認し個人情報保護に配慮して開示しています。

従って、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は開示できませんのでご理解をお願いします。

※レセプトとは、診療報酬明細書等の略称です。医療機関から健保組合に届く診療費等の請求書で、病名や薬の名前・量、検査や手術の明細、診療の点数（費用）が記載されています

○ 開示請求ができる方の範囲

1. 開示請求を行う診療報酬明細書等に記載されている被保険者および被扶養者本人
2. (1)の方が未成年者または成年被後見人の場合の法定代理人
3. (1)の本人が開示請求することを委任した任意代理人

○ 原則として過去5年間分

○ 開示請求に必要な書類等

1. 診療報酬明細書等開示請求書（A4形式問わず①氏名②住所③期間④利用目的等）
2. 開示請求を行う方の本人確認が出来る書類（運転免許証、旅券（パスポート）等（請求書に記載された氏名と住所が同一であることを確認出来るもの）

○ 開示請求に必要な手数料等

1. 診療報酬明細書等並びに保有個人データの開示申請に係る手数料は、開示、不開示に関わりなく文書1件につき300円を徴収する。
2. 開示申請後、開示決定した場合は、開示実施手数料としてA4文書1枚につき300円を徴収する。
3. 郵送を希望する場合には、郵送料（書留郵便、配達記録郵便）相当額を徴収する。

○ その他

1. 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するため、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
2. 開示請求があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認出来ない場合には、開示できないことをご了承願います。
3. 健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはお応えできませんのでご了承ください。